

## 社会福祉法人たかおか新生会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人たかおか新生会の役員及び評議員等の報酬について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、並びに評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、それぞれ別表1より報酬を支払うことができる。

### (役員勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務に対し、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、第3条に規定する理事会及び評議員会への出席報酬等は支払わないものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会および評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会並びに運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表2により報酬及びを払うことができる。

### (費用弁償費)

第5条 費用弁償費は、役員および評議員の自宅等から、役員会及び評議員会開催会場までの距離に1キロ当たり20円を積算した額を交通費の費用弁償費とする。

### (出張旅費等)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため、県外に出張する場合は、別表3により旅費等を支払うことができる。

2 職務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は、概算払いを原則とし、必要に応じて出張終了後精算を行うことができるものとする。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、本規定による支給は、行わないものとする。

### 附則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
役員会出席報酬等(日額)	5,000円	
評議員会出席報酬等(日額)	5,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬等(日額)	5,000円	

別表2

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等(月額)	40,000円	
理事及び評議員業務報酬等(1日1回)	5,000円	
監事監査指導報酬等(1日1回)	5,000円	

別表3

交通費	宿泊費	報 酬 (日額)	そ の 他
実 費	12,200円	5,000円	実 費